

第4章 特定経路及び特定旅客施設の現状と課題

4-1 高齢者及び身体障害者等の意向の把握

(1) 既存ヒアリング調査

平成12年8月24日に実施された、「ブルーバールと駅前広場の設計に係る説明会」でのバリアフリーに関する意見を次に示します。

① 歩道

○導線等について

- ◇歩道の中で視覚障害者誘導用ブロックの導線を曲げるのはよくない。
- ◇横断歩道を渡り、歩道に上がる際、すぐに認識できる位置に視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要。
- ◇警察署前には、南北方向に音響信号機が設置されているが、ブルーバール横断方向には付いてない。

○視覚障害者誘導用ブロックの素材・構造等について

- ◇目立つ色（黄色）がよい。
- ◇凹凸が確認できるような厚みのあるものがよい。
- ◇滑りにくい材質がよい。

○歩道の構造・障害物について

- ◇インターロッキングなどによる歩道上の段差は、車いすの移動に支障がある。
- ◇歩道中央に樹木が植えてあると、自転車・歩行者などの行き来に支障がある。
また、根の発育に伴い舗装面が浮き上がることや、歩道幅員が狭く感じられるなどの問題がある。
- ◇横断歩道を渡った歩道付近に障害物があると、ぶつかるので大変危険。
- ◇歩道内を色分けすることにより、自転車と歩行者の空間を分けることが好ましい。

○その他

- ◇夜道が暗く、危険なので、もっと照明を明るくして欲しい。
- ◇植栽については、落葉樹だと落ち葉で歩道が汚れたり、滑ったりするので危険。

② 西条駅前広場

○駅前広場について

- ◇乗用車から車いすの乗降場所は、車道と歩道がフラットになっている方がよい。
- ◇車いすの駐車スペースは、乗降時にドアが開けられるような余裕が必要。
- ◇西条駅は、車いすだけで切符売場までたどり着けるようにして欲しい。
- ◇バス・タクシー等から駅舎までの間は、屋根をつけて雨にぬれないようにして欲しい。
- ◇駅利用者のマナー向上を図って欲しい（身体障害者用トイレ等の目的以外利用による長時間占有）。
- ◇子どものおむつ交換も可能な、広く大きなトイレを導入して欲しい。
- ◇トイレ等の表示は、大きくはっきりしたものがよい。

(2) タウンウォッチング

重点整備地区における歩道や駅舎等の利用上の問題点を、高齢者及び身体障害者等の当事者の視点から把握するため、タウンウォッチングを実施しました。その結果を次に示します。

○参加者

◇移動円滑化基本構想検討委員会の委員、高齢者及び身体障害者等の計43名

◇うち障害児・者は14名参加。

○調査方法

◇タウンウォッチングのルートを描いた調査票に、利用上の問題点について記入

○調査ルート

【1班】 中央公民館⇒[ブルーバール]⇒西条駅（駅前広場・駅構内）

⇒[中央通り]⇒フジグラン前⇒中央公民館

【2班】 中央公民館⇒[ブルーバール]⇒法務局前バス停（ワンステップバス乗車体験）

⇒[ブルーバール]⇒広島銀行前⇒[中央通り]⇒中央公園前⇒中央公民館



図 4-1 タウンウォッチングルート図

○調査結果

【ブルバール】

- ◇目立つ色の視覚障害者誘導用ブロックが設置され歩道も広い。
- ◇自転車や自動車等が視覚障害者誘導用ブロック上に放置している。
- ◇横断歩道上に視覚障害者誘導用ブロックあればよい。
- ◇視覚障害者誘導用ブロック上に水たまりができています。
- ◇視覚障害者誘導用ブロックの一部が不等沈下している。
- ◇視覚障害者誘導用ブロックが曲がって設置されている。
- ◇東西及び南北の両方向に音響信号機の整備が必要である。交通量が少ないとどの方向が青なのか判断できない。
- ◇街路樹が通行を妨げている。歩道の真ん中に街路樹が100本あった（2班）。
- ◇街路樹を囲むブロックが高い。
- ◇街路樹の根により歩道上に段差が生じている。
- ◇歩道のすりつけ部の勾配がきつい箇所や段差がある。
- ◇落ち葉で滑りやすい。落ち葉の少ない街路樹にかえてはどうか。
- ◇ブルバールの表側からの車の出入りが危険なため、裏側から出入りができる工夫をしたらどうか。
- ◇ブルバールの緑にはいやされた。緑と共存できる方法がないだろうか。根が下へのびていくなどの工夫ができないか。

【中央通り】

- ◇歩道が狭く、視覚障害者誘導用ブロックが途切れていたり設置されていない箇所がある。
- ◇駐輪している自転車が歩道上にはみ出している箇所や、歩道上にポール等があり危険。
- ◇歩道のすりつけ部の角を取ると車いすが利用しやすく視覚障害者もつまづかない。
- ◇歩道上の排水溝のグレーチングやふたの穴があり、杖の先が入って危険。
- ◇車道と歩道の間に街路樹や柵があるとよい。

【西条駅前広場】

- ◇バス停に屋根があればよい。また、バス停から駅舎まで屋根があればよい。
- ◇バス乗車口までの視覚障害者誘導用ブロックがあればよい。
- ◇バスの行き先表示及び音声での行き先案内が十分でない。

【西条駅構内】

- ◇ホームには線路側にしか視覚障害者誘導用ブロックがなく、待つ人をよけるために線路側に出ると電車の通過時に危険。
- ◇線路とホームの間に転落防止柵があればよい。
- ◇ホームに電車が入ってくることを知らせる電光掲示板・字幕放送の整備とそれら情報提供開始を知らせる信号が出せるシステムが整備されるとよい。
- ◇階段の下り口が斜めになっており危険。
- ◇スロープの呼び出しボタンがわかりにくいので、その案内板やその箇所へ照明及び屋根が整備されるとよい。

【ワンステップバス】

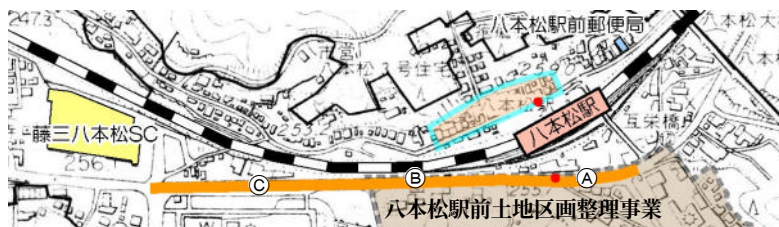
- ◇ワンステップバスの入口が狭い。
- ◇乗降のためのスロープは、勾配がきつく介助者が必要となる。
- ◇ワンステップバスがどの路線を走行しているのか知らせて欲しい。
- ◇バスの前後横に「ワンステップバス」の表示するべきである。
- ◇歩道が狭い場所では、スロープを出すことが困難な場合がある。

4-2 各特定経路の現状と課題

(1) 八本松駅周辺地区

① 国道486号（準特定経路）

【位置図】



【現 状】

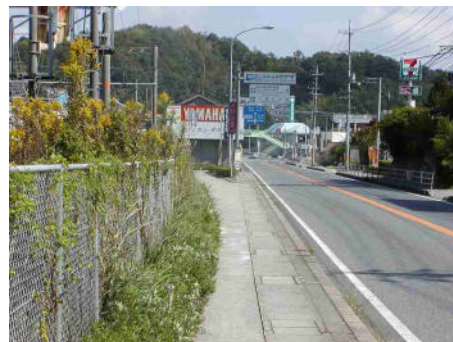
①：○歩道が設置されていない。（八本松駅前土地区画整理事業区域内）



②：○歩道幅員が1mの箇所やすりつけ部の縦断勾配がきつい箇所がある。

○視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。

（八本松駅前土地区画整理事業区域内）



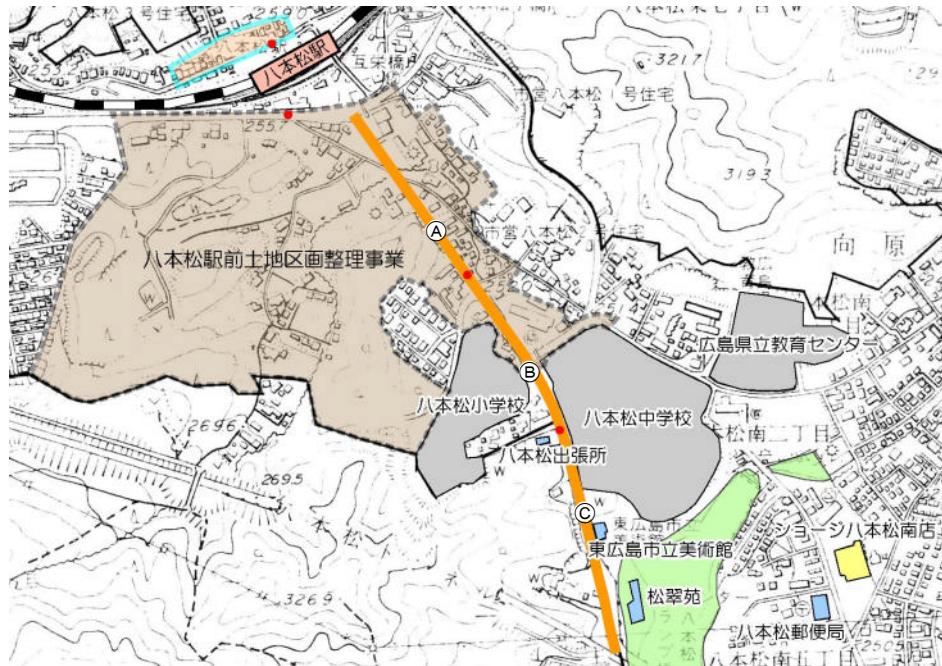
③：○南側は広幅員の歩道は整備されているが、北側は歩道の連続性がない。

○視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。



②(主)馬木八本松線（準特定経路）

【位置図】



【現 状】

①：○歩道が設置されていない。（八本松駅前土地区画整理事業区域内）



②：○横断歩道橋の設置により歩道幅員が1mとなっている。
○歩道の幅員が狭くなり、すりつけ部の勾配がきつい。
○視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。



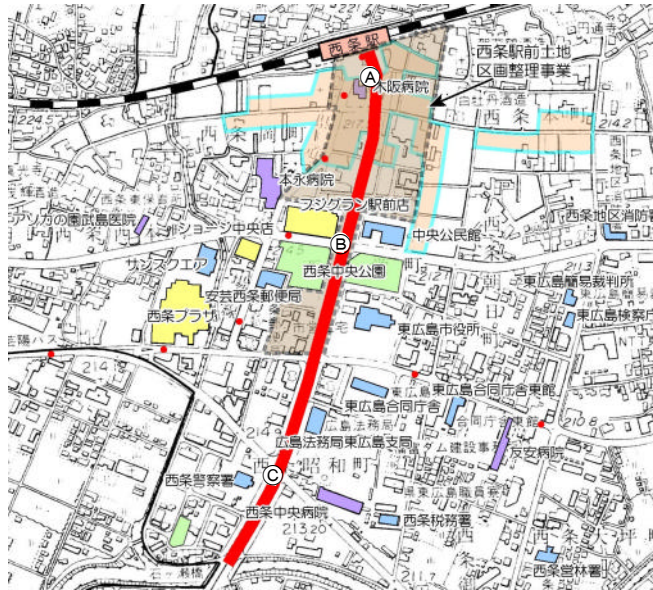
- ◎：○東側は広幅員（W=3.0m）の歩道が整備されているが、西側は1.7mの幅員である。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 歩道上に目の粗いグレーチングがある。



(2) 西条駅周辺地区

①(一)西条停車場線「ブルバール」(特定経路)

【位置図】

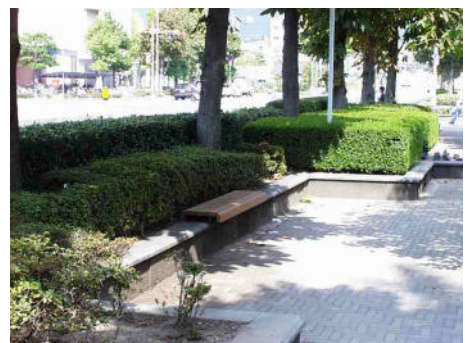
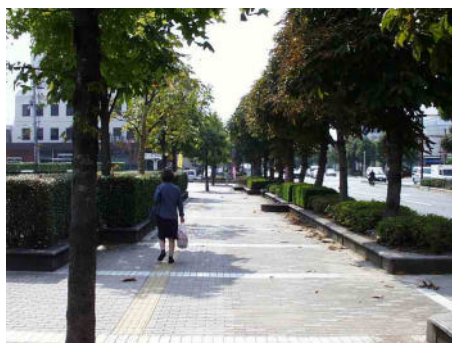


【現 状】

- ①A: ○視覚障害者誘導用ブロックは、目立つ色であり、歩道幅員も非常に広い。
○自転車や自動車が視覚障害者誘導用ブロック上に放置されている。

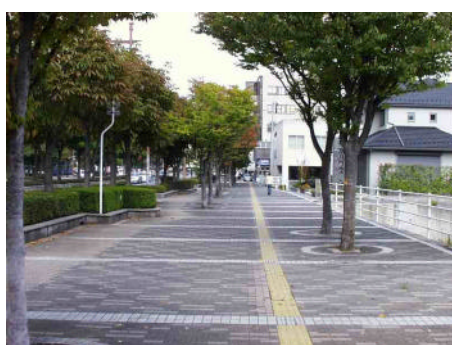


- ②B: ○視覚障害者誘導用ブロックは、目立つ色であり、歩道幅員も非常に広い。
○休憩用のベンチを設置している。
○身体障害者対応公衆電話を設置している。
○歩道のすりつけ部の段差が2cm以上の箇所がある。
○街路樹の根により歩道面が波打ち、段差が4cm程度の箇所がある。
○落ち葉により滑りやすくなっている。
○街路樹が歩道の真ん中にあり、それを囲むブロックが高い箇所がある。
○音響信号機は3箇所に整備されているが十分とはいえない。



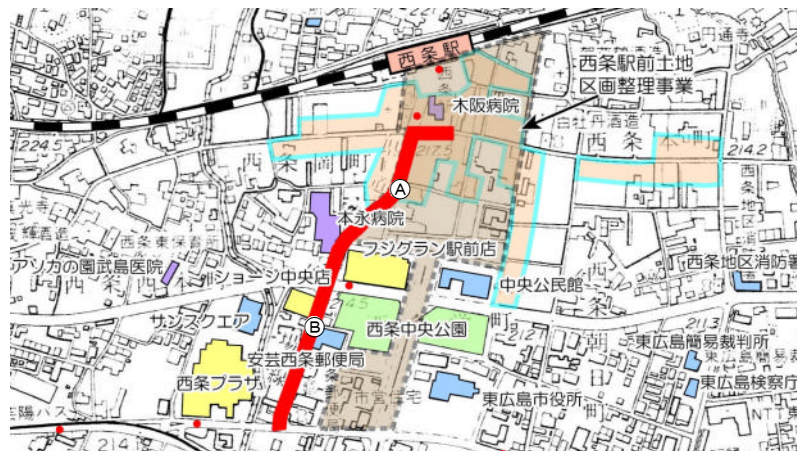


- ◎：○視覚障害者誘導用ブロックは、目立つ色であり、歩道幅員も非常に広い。
 ○視覚障害者誘導用ブロックが湾曲している箇所がある。
 ○視覚障害者誘導用ブロックが一部不等沈下している箇所がある。
 ○視覚障害者誘導用ブロック上に水たまりができている箇所がある。
 ○歩道のすりつけ部の勾配がきつい箇所がある。
 ○街路樹の根により歩道面が波打っている。
 ○落ち葉により滑りやすくなっている。
 ○歩道沿いの施設への自動車の出入りが危険である。



②(市)栄町4号線〔中央通り〕、(市)本町上寺家線(特定経路)

【位置図】



【現 状】

- ④：○歩道幅員が1 m以下で、切り下げの連続により波打っている。
○歩道上に道路標識の支柱がある。
○視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
○歩道上に排水溝のグレーチングやふたの穴がある。
○沿道施設への駐輪が多く歩道にはみ出している箇所がある。



- ⑤：○歩道幅員が1 m以下で、段差や極端な傾斜がある。
○歩道上に道路標識の支柱がある。
○視覚障害者誘導用ブロックが剥がれており、途切れ途切れになっている。
○歩道上に排水溝のふたの穴がある。
○ガードレールの角が危険な箇所がある。



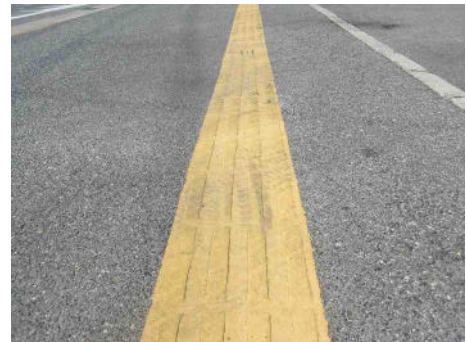
③(市)中央巡回線（特定経路）

【位置図】



【現 状】

- ①：○歩道が設置されてるが、横断歩道へのすりつけ部の勾配がきつい箇所がある。
○目立つ色の視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、表面が摩耗し凹凸がなくなっている。



- ②：○歩道のすりつけ部の段差が5 cmの箇所がある。
○横断歩道上に排水用の目の粗いグレーチングがある。
○目立つ色の視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、表面が摩耗し凹凸がなくなっている。
○中央公園北側の歩道には、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。



◎：○バリアフリーに対応した歩道が整備されている。

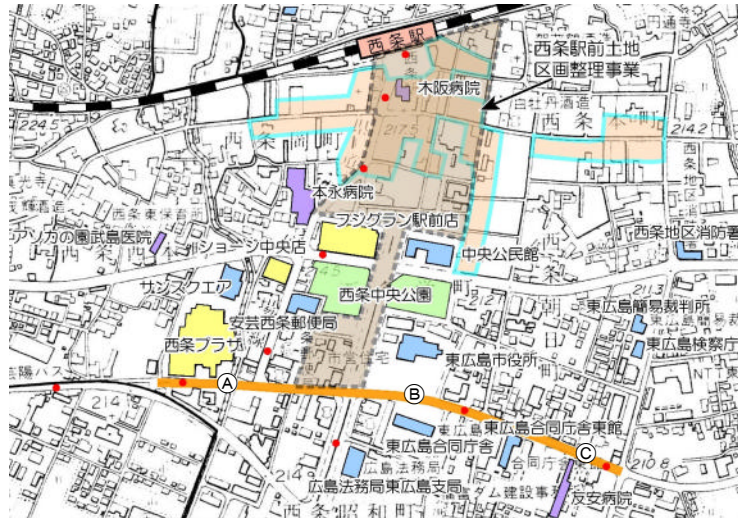


◎：○視覚障害者誘導用ブロックが設置されていないが、その他については、バリアフリーに対応した歩道が整備されている。



④(市)一町田吉行線（準特定経路）

【位置図】

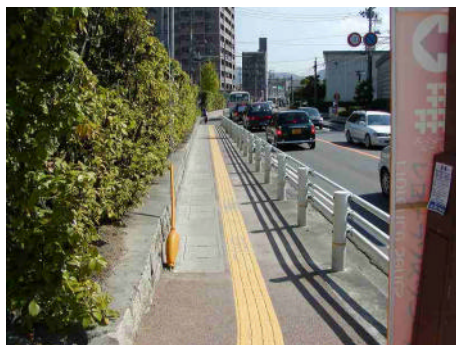


【現 状】

- ①：○視覚障害者誘導用ブロックは一部の区間のみ設置されており、その区間は歩道幅員も非常に広い。
- 歩道幅員が十分な箇所は少なく、20cmの段差や歩道上に看板がある。
- 歩道のすりつけ部に段差がない箇所がある。



- ⑤：○市役所前の歩道には、目立つ色の視覚障害者誘導用ブロックを設置しているが、歩道幅員は1.8m以下であり、それより以東の歩道幅員は狭い。
○南側の歩道は、視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、バス停部分で幅員が狭くなっている。



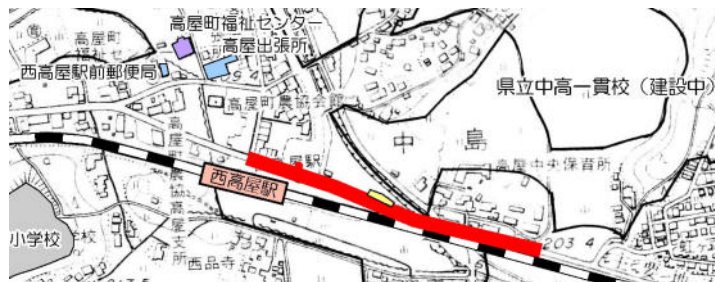
- ⑥：○市役所側には歩道が整備されていない。
○南側の歩道上には、電柱や看板、目の粗いグレーチングがある。
○バス停部分で歩道幅員が狭くなっている。



(3) 西高屋駅周辺地区

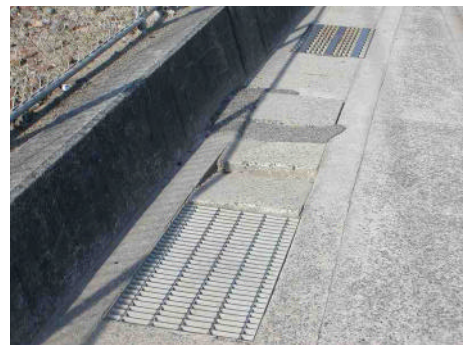
①(主)東広島本郷忠海線（特定経路）

【位置図】



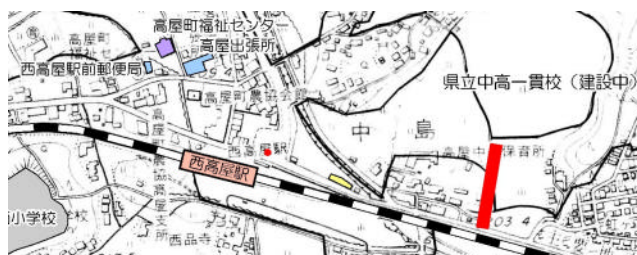
【現 状】

- 北側の歩道は、駅前の交差点から駅前広場まで整備されている。
- 南側の歩道は、一部幅員が狭い箇所がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 歩道の縦断勾配がきつい箇所があり、歩道上に目の粗いグレーチングがある。



②(市)中島7号線(特定経路)

【位置図】

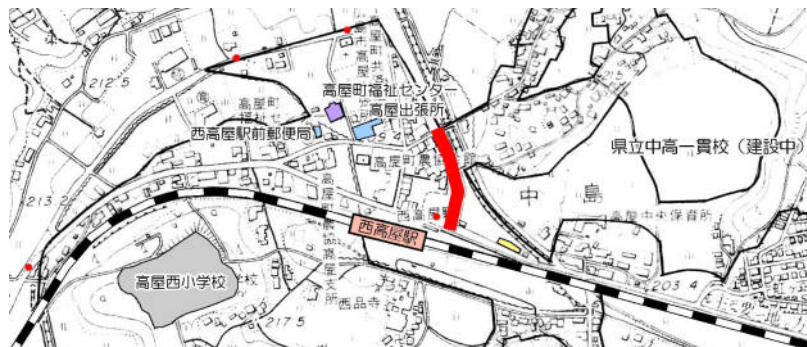


【現 状】

- (主)東広島本郷忠海線から県立中高一貫校までのアクセス道路は、県立中高一貫校の建設に併せてバリアフリー化された歩道を整備中である。

③(一)西高屋停車場線（特定経路）

【位置図】



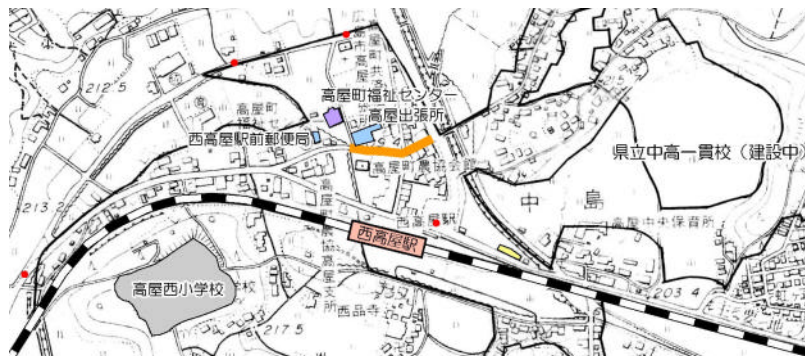
【現 状】

- 広い歩道にわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- 横断歩道上に、目の粗いグレーチングがある。



④(市)中島白市線（準特定経路）

【位置図】



【現 状】

- 歩道は整備されていない。
- 車道上に、目の粗いグレーチングがある。
- 出張所の前では歩道が整備されている。



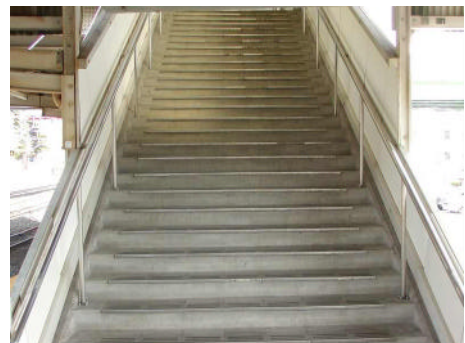
4-3 各特定旅客施設とその周辺の現状と課題

(1) 八本松駅

① 駅構内

【現 状】

- 改札口からホームまで、わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- ホーム内の視覚障害者誘導用ブロックは線路側に設置されている。
- 聴覚障害者用の電光掲示板・字幕放送等の設備はない。
- ホームへの昇降施設は階段のみである。
- 階段には手すりが設置されている。
- 身体障害者用トイレは設置されていない。



② 駅前広場

【現 状】

- わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- 駅舎及び跨線橋への昇降施設は階段及び長いスロープである。
- 身体障害者用トイレは設置されていない。



- 跨線橋は、歩道幅員が狭く、視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。

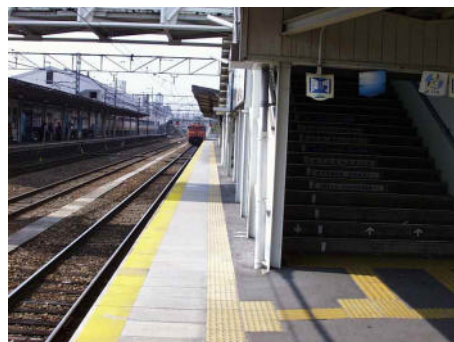


(2) 西条駅

① 駅構内

【現 状】

- 駅前広場から改札口までに1.7mの高低差があり、昇降施設は階段のみである。
- 駅前広場からホームへ直接入るスロープがあり、呼び出しボタンがあるがその場所に屋根や照明がない。
- 改札口からホームまで視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、改札口付近はブロックの色が床面と同色でわかりにくい。
- ホーム内の視覚障害者誘導用ブロックは線路側に設置されている。
- 聴覚障害者用の電光掲示板・字幕放送等の設備はない。
- 改札口の幅員が75cmと狭い。
- ホームへの昇降施設は階段のみである。
- 階段には手すりが設置されているが、降り口部分の床面が傾斜している。
- ホームにおいて身体障害者用トイレが設置されている。



② 駅前広場

【現 状】

- わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- バス乗車口までの視覚障害者誘導用ブロックがない。
- バス停に上屋がなく、バス停から駅舎までの上屋もない。
- バスの行き先表示及び音声による行き先案内が十分でない。
- 身体障害者用トイレは設置されていない。
- 身体障害者対応公衆電話を設置している。

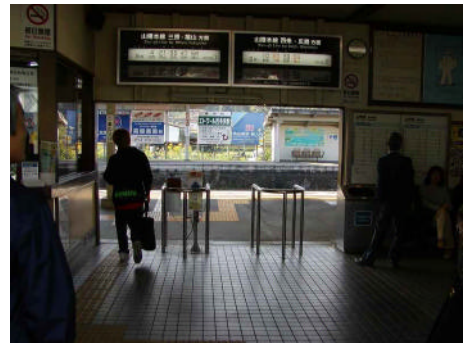


(2) 西高屋駅

① 駅構内

【現 状】

- 駅前広場から改札口までに10cmの段差がある。
- 改札口からホームまでわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- ホーム内の視覚障害者誘導用ブロックは線路側に設置されている。
- 聴覚障害者用の電光掲示板・字幕放送等の設備はない。
- ホームへの昇降施設は階段のみである。
- 階段には手すりが設置されている。
- 身体障害者用トイレは設置されていない。



② 駅前広場

【現 状】

- わかりやすい視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、駅に向かう歩道上でとぎれている。
- 歩道からバス停まで視覚障害者誘導用ブロックが整備されていない。
- バス停にベンチ及び上屋が設置されている。



第5章 特定事業の内容

基本構想に位置づけられる特定事業の整備は概ね平成22年を目標としているため、事業の実現性、その事業規模及び関連事業（土地区画整理事業等の整備に併せた整備）を考慮する必要があります。

よって、「優先的に整備するもの」と「その後整備するもの」と分け、特定事業を決定します。

また、事業の長期化が予想される箇所については、当面、現況の改良等で実施できるバリアフリー化に努めます。

5-1 公共交通特定事業

（事業主体：鉄道事業者、バス事業者）

【主な整備内容】

- 特定旅客施設内へのエレベーター又はエスカレーター等の整備
- 上記の整備における特定旅客施設の構造を変更する整備
- 旅客運送のためバス車両の低床化等の整備

① JR西日本

		整備計画	
		優先的に整備する内容	その後整備する内容
駅構内の実施事業	八本松駅	○各ホームへの昇降設備（エレベーター）の設置（平成15年度） ○駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良（平成15年度）	
	西条駅	○駅及び駅周辺の整備にあわせて、各ホームへの昇降設備（エレベーター）の設置、駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良	
	西高屋駅		○駅及び駅周辺の整備にあわせて、各ホームへの昇降設備（エレベーター）の設置、駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良
その他		○社員のバリアフリーに対する教育訓練	

②芸陽バス・中国JRバス

	整備計画
バス停等の実施事業	○バス停時刻表のバリアフリー化（時刻表の文字を見やすくする等） ○バス停での車外用放送等による、音声での行き先案内の実施
車両等の実施事業	○新規車両導入時はバリアフリー対応※
その他	○社員のバリアフリーに対する教育訓練

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

5-2 道路特定事業

（事業主体：道路管理者〔広島県、東広島市〕）

主な整備内容

○歩道の拡幅、路面の構造の改善等

①-1 広島県（特定経路）

	整備計画
西条駅周辺	(一)西条停車場線（ブルーバール） ○既存歩道における整備 ◇すりつけ部の改良 ◇歩道面の不陸の解消 ◇街路樹を囲むブロックの段差解消 ◇視覚障害者誘導用ブロックの改良 ・不等沈下の解消 ・ブロック上の水たまりの解消 ・湾曲の解消 ○バス停の整備 ◇ノンステップバスに対応したバス停の整備 ◇上屋、ベンチ等の整備 ○ソフト面での対応 ◇落ち葉清掃活動などの普及 ○街路樹の伐採 ◇街路灯の照度に影響を及ぼしている部分について
西高屋駅周辺	(主)東広島本郷忠海線 ○既存道路整備によるバリアフリーに対応※した歩道（北側：W=3.5m）の設置（図5-2） ○視覚障害者誘導用ブロックの設置 (一)西高屋停車場線 ○横断歩道上の目の粗いグレーチングの改良

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

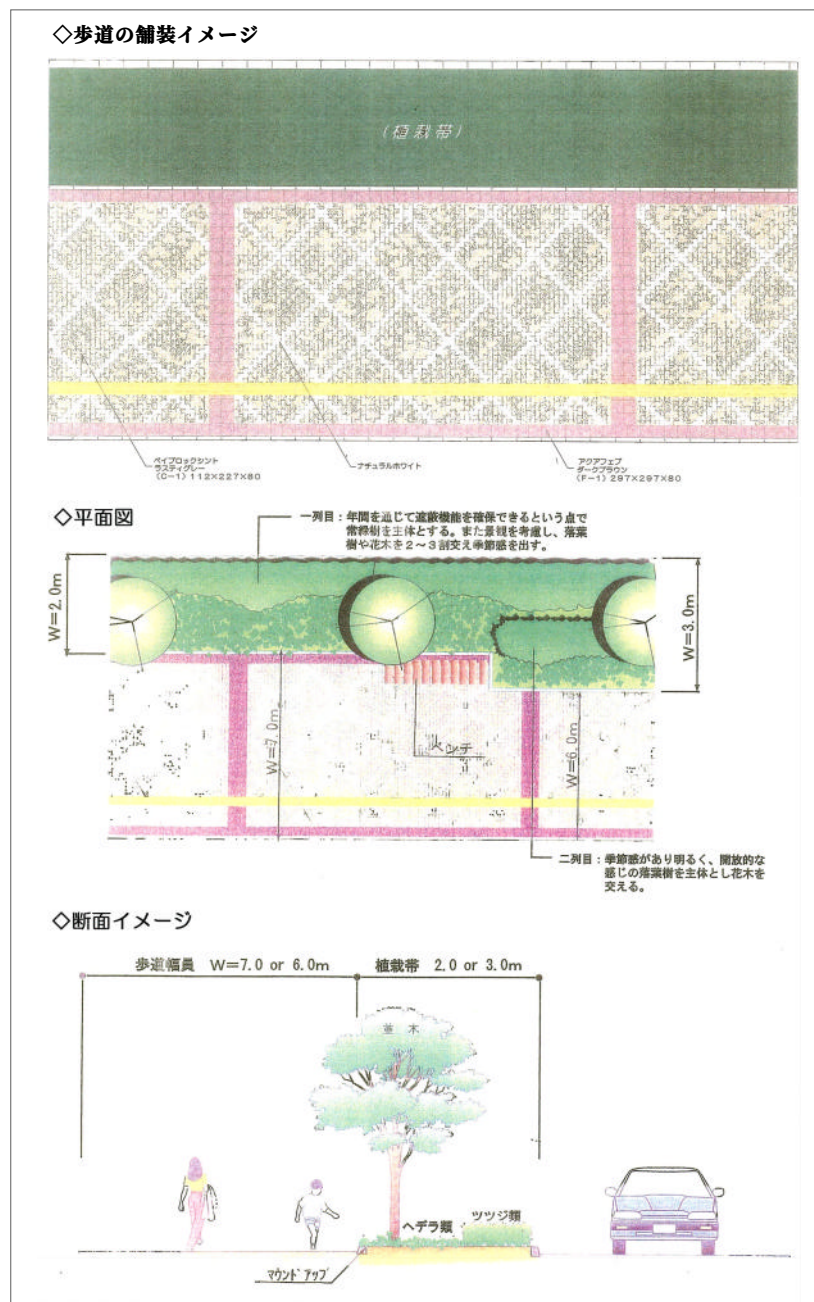


図5-1 (一)西条停車場線(ブルーパール)における歩道の整備

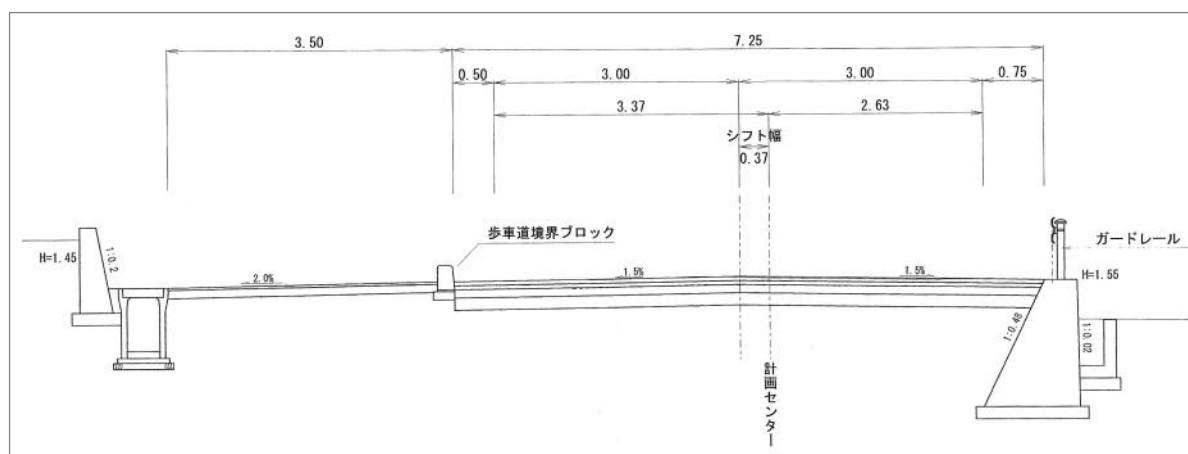


図5-2 (主)東広島本郷忠海線における道路整備の横断図

①－2 広島県（準特定経路）

整備計画		
八本松駅周辺	国道486号	○八本松駅前土地区画整理事業によるバリアフリーに対応*した歩道の設置（図5－3）
	(主)馬木八本松線	○八本松駅前土地区画整理事業によるバリアフリーに対応*した歩道の設置及び横断歩道橋設置箇所の歩道幅員の確保（図5－3）

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

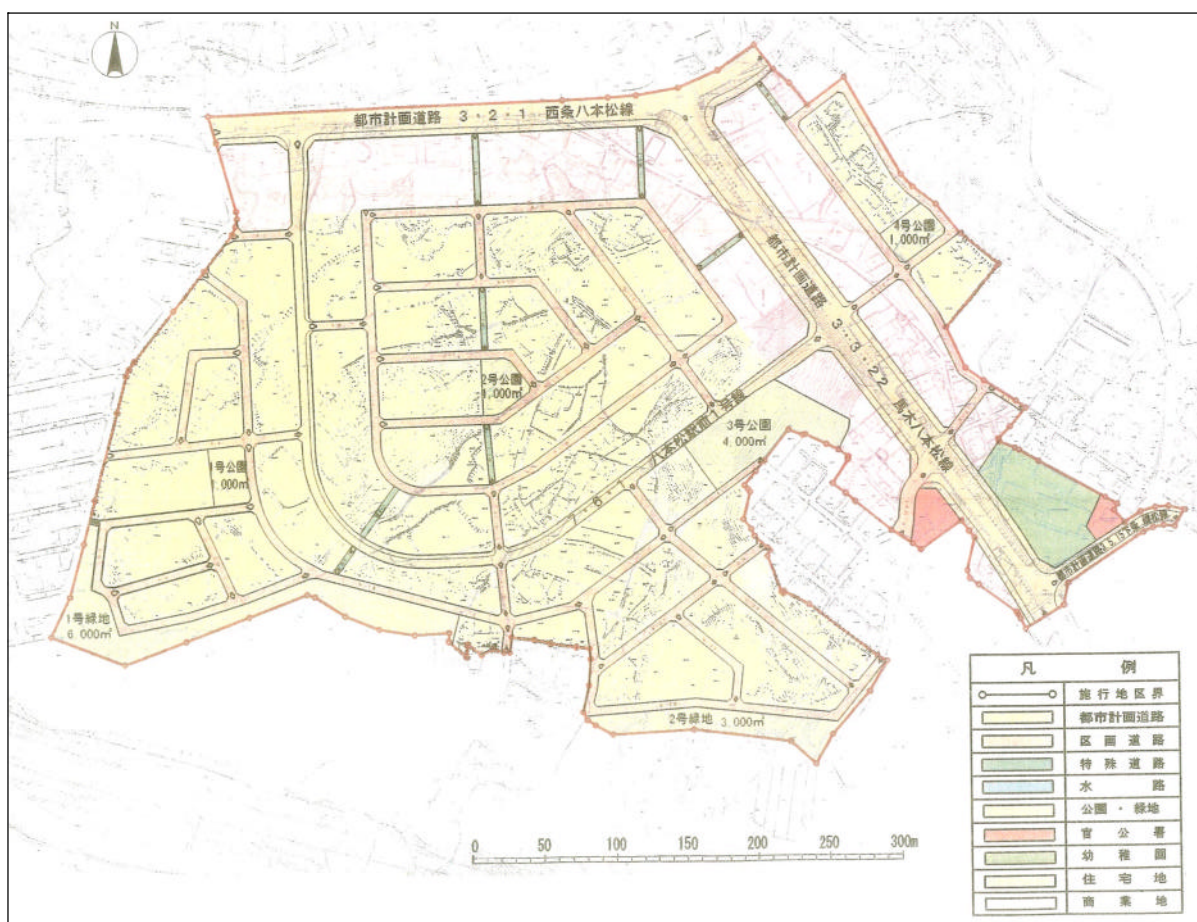


図5－3 八本松駅前土地区画整理事業の概要

②－１ 東広島市（特定経路）

整備計画		
西条駅周辺	(市)栄町4号線 (中央通り) (市)本町上寺家線	○西条駅前土地区画整理事業及びみち再生事業によるバリアフリーに対応※した整備を検討
	(市)中央巡回線	○視覚障害者誘導用ブロックの設置、摩耗部分の改良 ○歩道すりつけ部の改良
西高屋駅周辺	(市)中島7号線	○既存道路整備によるバリアフリーに対応※した歩道の整備

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

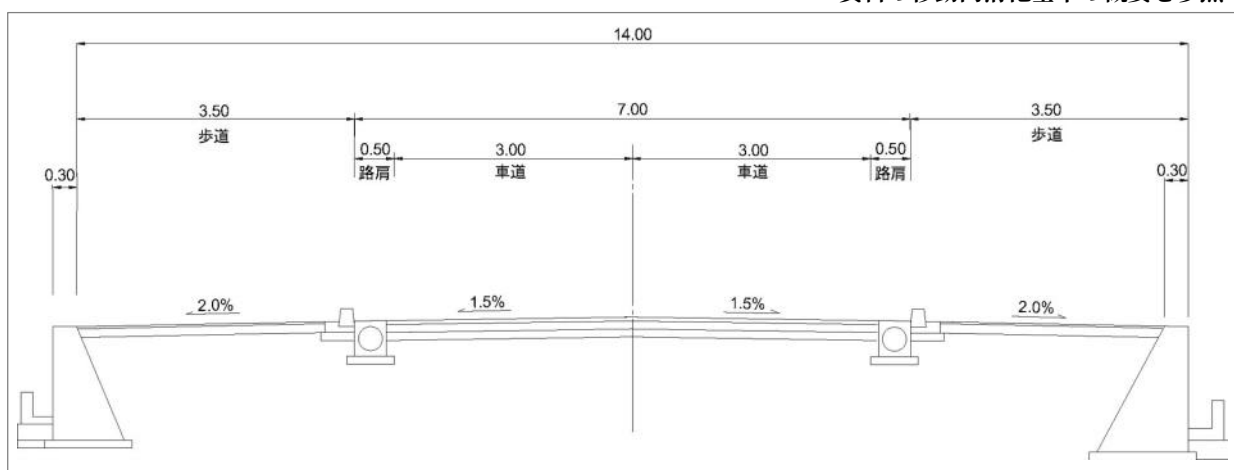


図5－4 (市)中島7号線における道路整備の横断面図

②－２ 東広島市（準特定経路）

整備計画		
西条駅周辺	(市)一町田吉行線	○視覚障害者誘導用ブロックの設置 ○歩道のすりつけ部に段差がない箇所へ、適切な段差の整備 ○目の粗いグレーチングの改良
西高屋駅周辺	(市)中島白市線	○目の粗いグレーチングの改良 ○側溝の改良 ◇道路の横断勾配の改良（両側）

【主な整備内容】

- 高齢者、身体障害者等の道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路標識または道路標示の整備
- 違法駐車等の取締りの強化やそれらを防止するための広報活動及び啓発活動等

①公安委員会

重点整備地区内の特定経路上において実施する事業

- 高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規則の実施及び道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等
- バリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- 違法駐車行為の取り締まり強化、これらを防止するための広報活動・啓発活動、その他防止のための事業

5-4 その他の事業

(事業主体：東広島市)

【主な整備内容】

- 駅前広場やその周辺及び駐車場等におけるバリアフリー化
- こころのバリアフリーの推進のための啓発活動等

①東広島市

	整備計画	
	優先的に整備する内容	その後整備する内容
八本松駅前広場	○駅舎へ移動するための昇降設備等（エレベーター等）の設置 ○トイレの設置（身体障害者用を含む） ○跨線橋の歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置	
西条駅前広場	○西条駅前土地区画整理事業による整備 ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ◇バス停及びバス停から駅舎までの上屋整備 ○北側の駅前広場及び南北自由通路の事業着手	
西高屋駅前広場	○バス停までの視覚障害者誘導用ブロックの設置 ※(主)東広島本郷忠海線の道路整備に併せて整備	○南側の駅前広場及び南北自由通路の事業着手 ※入野川河川改修に併せて
特定経路沿線周辺	○市民一人ひとりが高齢者及び身体障害者等に対する理解を深め、積極的に手助けする環境を創出するために必要な啓発活動等の実施 ◇歩道上の放置自転車の取締り強化 ◇歩道沿いの施設へ、スロープ設置の呼びかけ ◇車両の歩道乗り入れ・通過を削減するための仕組みづくりの検討 ◇落ち葉等の清掃活動の呼びかけ ◇バリアフリー等に関する啓発活動の実施（福祉まつり）等	

5-5 その他の駅周辺に対する事業

	整備計画
白市駅	○広島空港のアクセスとなる新たな軌道系交通の整備に併せて、駅前広場等の整備について検討する。
新幹線東広島駅	○エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックが設置されており、駅前広場から駅構内に至る経路上に段差もなく、移動上とくに問題がない。

資 料

東広島市移動円滑化基本構想検討委員会規約

移 動 円 滑 化 基 準 の 概 要

東広島市移動円滑化基本構想検討委員会規約

（目的及び設置）

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく、本市の区域内の重点整備地区についての移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の作成に際して、広く有識者の意見を聴き、かつ、同条4項に規定する協議を行うため、東広島市移動円滑化基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第2項各号に規定する基本構想に定める必要のある事項についての検討に関すること。
- (2) 基本構想作成のための調査・研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会長は必要に応じて委員会を招集する。

- 2 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者に対して、会議への出席を要請し、その説明又は意見を聴くことを依頼することができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項が終了するときまでとする。

（事務局）

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を東広島市都市部都市計画課に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成14年10月7日から実施する。
- 2 この規約は、基本構想の作成日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

団体・機関役職名	区 分	氏 名
☆学識経験者 広島大学大学院教授 近畿大学工学部教授	会 長 副会長	杉恵 頼寧 高井 広行
☆各種団体 東広島市区長連合会会長 東広島市商工会議所専務理事 (社)東広島地区医師会理事（県立リハビリテーション副所長） 東広島市老人クラブ連合会会長 東広島市視覚障害者協会会長 東広島市身体障害者福祉協会会長 東広島市バリアフリー研究会事務局長 東広島市心身障害児「親子教室」代表		植田 是賢 川北 英孝 黒瀬 靖郎 山中 作三郎 村上 芳正 隅廣 義治 植田 秀子 木村 一子
☆交通事業者 西日本旅客鉄道(株)広島支社総務企画課長 芸陽バス株式会社取締役営業部長 中国JRバス株式会社運輸部課長		譽田 隆雄 上西 博康 高橋 愛治
☆国 国土交通省中国運輸局交通環境部消費者行政課長 国土交通省中国運輸局広島運輸支局総務企画課長 国土交通省中国地方整備局道路部交通対策課長 国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課長		加藤 英二 荒川 和司 木村 秀夫 成田 潤也
☆広島県 広島県東広島地域事務所厚生環境局長 広島県東広島地域事務所建設局長 広島県西条警察署長		渡邊 洋征 小田 茂則 橋本 良三
☆東広島市 東広島市助役 東広島市企画部長 東広島市福祉部長 東広島市建設部長 東広島市都市部長		島田 淳次 清水迫 章造 高橋 康裕 井川 義雄 渡邊 精雄

移 動 円 滑 化 基 準 の 概 要

特定事業におけるバリアフリーに対応した整備の基準は、交通バリアフリー法の移動円滑化基準（旅客施設及び車両、道路）に定められています。その各施設の移動円滑化基準の主な概要は次のとおりであります。

表－１ 移動円滑化基準の概要（道路施設）

対象	分類	施設内容	項 目	移 動 円 滑 化 基 準	関連法規*
道 路 施 設	道 路	高齢者、身体障害者が通常利用する経路を構成する道路		◇歩道設置 (自転車歩行者道を含む)	法①第3条
			①幅員	◇2m以上を連続して確保 (車いすすれ違い可能)	法①第4条 道路構造令 第11条第3項 第10条の2第2項
		歩 道	②車両乗入のための歩道切り下げ部	◇2m以上の平坦部を連続して確保	法①第10条
			③縁石	◇高さ15cmを標準とする縁石で区画 (視覚障害者の安全通行確保)	法①第7条
			④歩道面の高さ	◇5cmを標準、必要に応じて植樹帯、 並木または柵 (歩行者の安全かつ円滑な通行)	法①第8条 法①第7条第3項
			⑤舗装	◇原則として透水性舗装	法①第5条
			⑥勾配	◇縦断方向5%以下、横断方向1%以下	法①第6条
			⑦歩車道境界部	◇段差2cmを標準	法①第9条
		案内施設	①主要な交差点	◇主要施設、移動支援施設等を標識や視 覚障害者ブロックで案内	法①第34条
				◇必要に応じて点字または音声等により 案内する設備を設置	法①第33条
		立体横断施設	①立体横断施設	◇垂直方向の移動等を少なくするよう設 置に配慮	法①第11条
			②経路上の 立体横断施設	◇原則として道路用エレベーターを設置	法①第11条第2項
		その他	①バス停、 自動車駐車場等	◇移動円滑化に必要な構造	法①第22条 ～第32条
		信号機等	①横断の安全を 確保するための措置	◇音響信号、歩行者専用青時間延長機能 を整備	法②第1条
			②道路標識、道路標示	◇見やすくわかりやすいもの	法②第2条、 第3条

※ 法① 重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（建設省令）

法② 高齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号等に関する基準を定める規則（国家公安委員会規則）

表－２ 移動円滑化基準の概要（公共交通機関）

対象	分類	施設内容	項 目	移 動 円 滑 化 基 準	関連法規※
公共交通機関	旅客施設	鉄軌道駅	①駅の出入口からプラットフォームへ通ずる経路	◇エレベーター及びスロープにより高低差を解消	法③第4条
			②車いすの通路	◇1以上の出入口の幅＝80cm以上	法③第4条第4項
				◇公共通路に直接通ずる部分＝90cm以上	法③第4条第4項
				◇1以上の通路の幅＝140cm以上	法③第4条第5項
			③プラットフォームと車両の床面	◇できる限り平ら、隙間を小さく	法③第19条第2項
				◇支障があるときは乗降装置を1以上	法③第19条第3項
			④転落防止施設	◇ホームドア、可動式ホーム柵、点字ブロックの設置 （視覚障害者の転落防止整備）	法③第19条第6項
			⑤エレベーター、エスカレーター、トイレ、券売機等	◇高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造	法③第4条第7項、第8項、第12条～第17条
				◇エレベーターは140×135cm以上の大きさ	法③第4条第7項
				◇エレベーターの昇降方向、到着階、出入口の閉鎖に関する音声案内	法③第4条第7項
			⑥視覚障害者誘導用ブロック、視覚情報、聴覚情報	◇視覚障害者誘導ブロック＝出入口⇄プラットフォーム	法③第8条第1項
				◇点状ブロック＝階段、スロープ、エスカレーターの上下	法③第8条第3項
				◇トイレの男女の別と内部構造＝点字表示	法③第12条第1項
			⑦階段の両側	◇手すりの設置	法③第7条第1項
		バスターミナル等		◇鉄軌道駅に準じた整備	法③第4条～第17条
	車両等	鉄軌道車両、乗合バス等		◇視覚情報、聴覚情報を提供する装置を備える	法③第39条第1項 法③第31条第5項
		乗合バス	①車両構造	◇低床バス （ノンステップバス、ワンステップバス）	法③第36条
			②車いすスペース	◇設置	法③第37条
			③車外放送用装置	◇設置	法③第39条第2項
		鉄軌道車両	①車いすスペース	◇設置	法③第31条第1項
			②トイレ	◇高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造	法③第31条第3項
			③列車の連結部	◇転落防止措置	法③第32条

※ 法③ 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準
（運輸省令、建設省令）